

福津市観光産業活性化協議会の役割

1. 所掌事務 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な協議又は調査を行い、意見を具申する。
- (1) 福津市観光基本計画の策定・変更に係る審議に関する事項
 - (2) 上記基本計画に基づく観光施策の進行状況の確認に関する事項
 - (3) 上記基本計画に基づく観光施策の進行状況の評価に関する事項
 - (4) その他観光施策に関する事項
2. 構成・人数 識見を有する者のうちから市長が委嘱する 10人以内
- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係機関・団体を代表する者
 - (3) 公募に応じた者
3. 任期 2年以内（委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間）
4. 開催頻度 年2～3回程度
令和5年度は、2回開催予定
5. 根拠法令 ①福津市附属機関設置条例
②福津市観光産業活性化協議会規則
6. 報酬等 報酬（委員長5,400円、委員4,800円） ※1回あたり
費用弁償（委員長2,000円、委員2,000円） ※1回あたり